

《特別養護老人ホーム 国見苑 短期入所生活介護

サービス利用料金（1日額）》

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費、食費（特別な場合を除き提供した分）の合計金額をお支払いいただきます。
 ☆短期入所（ショートステイ）一部負担金

	金 額			備 考
	多床室			
要介護度	単位数	一割 負担額	二割 負担額	<加算体制> ＊看護体制加算（Ⅰ）1日につき5円 ＊看護体制加算（Ⅱ）1日につき9円 ＊夜勤職員配置加算（Ⅰ） 1日につき14円 ＊サービス体制強化加算（Ⅰ） 1日につき13円 ＊機能訓練指導体制加算 1日につき13円 （対象者のみ） ＊送迎加算（片道）・・・190円 ＊療養食加算 1日につき24円 ＊介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 一月につきの総単位の83/1000単位
要介護 1	599単位	619円	1,238円	
要介護 2	666単位	688円	1,376円	
要介護 3	734単位	759円	1,517円	
要介護 4	801単位	828円	1,655円	
要介護 5	866単位	895円	1,789円	

居住費・食費

		金 額	備 考
居住費	多床室	840円	＊負担軽減制度あり（要申請）
食費		朝食280円	＊負担軽減制度あり（要申請）
		昼食550円	
		夕食550円	

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

◇ 当施設の居住費・食費の負担額 [ショートステイを含む]

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食事の負担が軽減されます。

対象者		区分	(月額概算)	
			居住費 多床室	食 事
世帯員全 員が市町 村民税非 課税	生活保護を受けている方	利用者負担 第1段階	0円	300円/日 (1,0万円)
	高齢福祉年金を受給している方			
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	利用者負担 第2段階	370円/日 (1,2万円)	390円/日 (1,2万円)
	利用者負担第2段階に該当しない方	利用者負担 第3段階	370円/日 (1,2万円)	650円/日 (2,0万円)
上記以外の方		利用者負担 第4段階	施設の契約により設定されます。なお、平均的な費用額は次の通りです。	
			840円/日 (2,5万円)	1380円/日 (4,2万円)

☆実際の負担額は、日額で設定されます。

☆利用者負担が第1段階から第3段階までに該当する方は、居住費・食費の負担が軽減されますが、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けて、当施設の窓口提出して頂く必要があります。

☆「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けるための申請手続きについては市町村（保険者）にお問い合わせください。